人材の活躍促進

労働政策における各主体の現状 (1/2)

	国(労働局)	府県(大阪府)		
体制	大阪労働局(総務部、雇用環境·均等部、労働基準部、職業安定部、需給調整事業部)、労働基準監督署(13か所)、公共職業安定所(18か所)職員数約1,540人 (本局約280人、労基署約380人、職安約880人)	商工労働部 職員数 労働部門 約300人		
分野別の取組み (主なもの)	分野別の取組み(主なもの)			
計画等	·大阪労働局行政運営方針 ·大阪労働局労働災害防止推進計画	・大阪の成長戦略(2008~) ・大阪産業人材育成計画		
労働保険 (雇用保険・労災保険)	・労働保険料の徴収・適用 ・労働保険事務組合の認可・指導	_		
労働基準・安全衛生等	〔労働基準監督署〕 事業場の指導監督・各種申請・届出受付 労働条件に関する相談等 司法事件の捜査 労働災害防止・職業性疾病予防の指導 労災保険の給付 ・最低賃金の決定 ・賃金統計 ・労災補償に関する指導・相談 ・民間需給調整事業者(派遣、紹介等)の指導監督等	・関係法令等の普及・啓発 ・各種労働情報の収集・提供		
雇用均等、両立支援	・女性活躍推進(女性活躍推進法に基づく行動計画、 普及啓発等) ・男女雇用機会均等法に基づく相談・指導 ・育児休業法・介護休業法に基づく仕事と育児・介護との 両立支援 ・次世代育成支援(一般事業主行動計画策定の届出 受理、くるみん認定等) ・大阪働き方改革推進会議の運営	 ・女性活躍推進(Osaka女性活躍推進会議、男女いきいき・元気宣言事業者登録制度等) ・関係法令等の普及・啓発 		

労働政策における各主体の現状 (2/2)

	国(労働局)	府県(大阪府)
労働相談	・労働相談(大阪労働局総合労働相談コーナー、各労働 基準監督署内総合労働相談コーナー) ・個別労働紛争解決システム(助言指導、あっせん)	・労働相談(大阪府総合労働事務所) ・関西圏国家戦略特区雇用労働相談センター ・個別労働紛争解決システム(調整・あっせん)(大阪府 総合労働事務所、大阪府労働委員会)
就業支援	〔ハローワーク〕 職業紹介 求人受理、事業主指導 雇用保険の適用、被保険者の資格取得・喪失 雇用保険の受給資格の決定、失業の認定 失業給付の支給決定・支払い ・高齢者雇用(高齢・障害・求職者雇用支援機構による 事業主に対する相談、援助、高年齢者就労総合支援 事業など) ・障がい者雇用(高齢・障害・求職者雇用支援機構による 支援(障害者雇用納付金制度による助成など) ・若年者雇用(大阪新卒応援ハローワーク、おおさか若者 ハローワーク、地域若者サポートステーションなど) ・女性雇用(おおさかマザーズハローワークなど) ・外国人雇用(大阪外国人雇用サービスセンターなど) ・雇用関係各種助成金(大阪労働局助成金センター)	総合就業支援拠点「OSAKAしごとフィールド」を軸とした、 就職支援と中小企業支援 【大阪労働局(ハローワーク大阪東)との一体的実施】 ※職業紹介はハローワークを中心に実施しており、府では 窓口を設けた職業紹介は行なっていない ・女性、若者、高齢者等の雇用機会の確保(キャリアカウン セリングや公民連携による合同企業説明会、セミナー、 LGBTへの就職支援等) ・障がい者の採用・定着支援(精神・発達障がい者と企業 の職場体験受入マッチング等) ・ハートフル条例に基づき、障がい者雇用促進センターが実施 する企業支援等 ・中小企業人材支援センターによる採用・定着支援(大阪 人材確保推進会議との協働による人材確保支援、企業 主導型保育の設置・運営支援等) ・市町村における就労支援事業の促進(市町村就職困難 者就労支援推進事業等)
人材開発支援	公共職業訓練 ・民間教育訓練機関への認定による求職者支援訓練 ・高齢・障害・求職者支援機構(ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)で行う職業訓練(求職者・在職者) ・ハローワークでの受講あっせん ・人材開発関係各種助成金(教育訓練給付制度など)	公共職業訓練 ・府立高等職業技術専門校や大阪障害者職業能力開発 校で行う職業訓練(求職者・在職者・障がい者) ・民間教育訓練機関等への委託による職業訓練(求職者 ・障がい者) ・認定職業訓練
人材確保支援	・人材確保等支援助成金など・看護・介護・保育・建設分野への就職支援	府内企業の人材確保支援 ・大阪府ェロフェッショナル人材戦略拠点事業 ・大阪人材確保推進会議(製造、運輸、建設分野の 人材確保支援など)

大阪人材確保推進会議

■大阪人材確保推進会議

人材確保を必要とする業界・企業(製造業、運輸業、建設業)のイメージアップや雇用促進を目的とし、業界団体と 行政機関等が相互に連携・協力を図るための会議(平成28年12月設置、事務局:大阪府) **主な取組み(平成29年度)**

業界団体、行政機関	分科会		
未介凶神、竹以依民	製造業	運輸業	建設業
大阪府工業協会	0		
大阪府ものづくり振興協会	0		
大阪バス協会		0	
大阪府トラック協会		0	
大阪建設業協会			0
大阪住宅安全衛生協議会			0
大阪電業協会			0
大阪府建団連			0
大阪労働局	0	0	0
近畿運輸局		0	
近畿経済産業局	0		
近畿地方整備局			0
大阪府	0	0	0
大阪府教育庁	0	0	0

協力機関等

池田泉州銀行、エクセディ、大阪商工会議所、 大阪府中小企業団体中央会、関西経済連合会、 近畿大阪銀行、近畿大学、ダイキン工業、 日本労働組合総連合会大阪府連合会、ヤフー、りそな銀行

◆大阪人材確保推進会議 Eカンパニーの認定

人材確保のため、女性・若者に魅力ある職場づくりと魅力発信等に取り組む企業を認定。 府HPでの公表、合同企業説明会への無料出展等の特典付与 など

- ◆高校生への3業界の魅力発信、就職への結び付け (大阪府) 府立学校へのコーディネータ派遣。高校1、2年生を対象としたインターンシップ。 (インターンシップ参加者113名、受入企業数43社) など
- ◆若者へのキャリア教育、事業者への職場環境改善に向けた啓発 〔大阪府〕 就職前の若者等を対象に労働関係法令等の内容や考え方などについて研修。 働き方改革や職場環境改善に向けたセミナー、相談会等の実施 など
- ◆ものづくり人材の育成 〔大阪府工業協会〕 110日間に及ぶ講義等で機械工学の基礎から応用までを網羅(参加者44名)
- ◆公営住宅を活用した若者支援プロジェクト 〔大阪住宅安全衛生協議会〕 空き部屋で若者自身がDIY(塗装、クッションフロア敷)後、入居。自立しながら 就労に向けて活動(参加者9名)
- ◆業界の魅力発信力向上を支援 魅力発信、広報・ブランド戦略等に関するセミナー等の実施
- ◆職場環境整備に向けた啓発(企業主導型保育事業の活用) 〔大商〕 仕事と子育ての両立支援として期待される「企業主導型保育施設」の設置、利用 促進を目的とした企業向けセミナーの開催(参加者200名)

◆その他

合同企業説明会、各種セミナー、個別相談会 など

UIJターンの取組例

■ 関西企業セレクション1000

東京圏から関西へのUIJターン就職を促進するため、 関西2府5県(三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県)が連携し、東京で合同企業説明会を実施 関西の企業がブース出展するほか、各自治体ブースでのUIJ ターン就職に関する相談、支援制度などを説明

対象:大卒予定者、一般求職者

主催:関西2府5県

参加企業:18社(うち大阪3社)

協力:厚生労働省委託事業「地方人材還流促進事業」



■大阪府の取組例



おおさかUIJターンサポート制度

東京圏等の大阪へのUIJターン就職希望者に、就職や転居等に必要な情報提供。「おおさかUIJターンサポーター企業」と連携し、就職活動や移住に伴う経済的負担(引越、宿泊等)に対する支援を行う制度

<サポーター企業>アートコーポレーション、レオパレス21、ホテルサンライフ、大阪バス、 UR都市機構、サカイ引越センター、大阪キャッスルホテル、大阪府住宅供給公社

東京圏の大学との就職に係る連携協定

東京圏の大学生に府内中堅・中小企業の情報を発信し、就職を 支援するため、東京圏の大学と就職に係る連携協定を締結 <協定締結大学>専修大学、創価大学、東海大学、東京農業大学、東洋大学、 日本体育大学、日本大学、明治大学

「ハローワークの地方移管」に係るこれまでの主な動き

全国知事会の提案(平成22年~) ⇒ ハローワークの地方移管 「地方移管の効果」

- ①就職相談から職業紹介まで一貫した支援
- ③身近な場所で継続的な支援

- ②生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供
- ④企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用政策の展開

国の対応

平成23年6月 \sim **一体的実施**

希望する地方公共団体において、国が行う無料職業紹介等と地方が行う相談業務等を一体的に実施

実験的にハローワークを地方に移管した状況をつくり、地方主導でサービスを改善(埼玉、佐賀) (協定に基づき、知事がハローワークの業務について労働局長に必要な指示ができる)

平成26年9月~ ハローワーク求人情報のオンライン提供

ハローワークが保有する求人情報をオンラインで提供

平成28年3月~ ハローワークの求職情報の提供

ハローワークが保有する求職情報を提供

平成28年8月~ 新たな雇用対策の仕組み ※ハローワーク特区は廃止

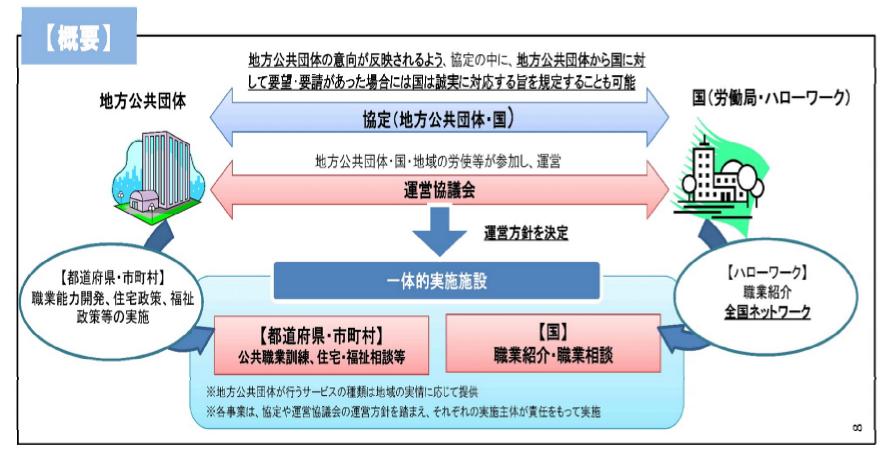
地方版ハローワークの創設、国と地方の間で雇用に関する施策に係る協定の締結など (協定に基づき、知事が職業の安定に関する必要な措置の実施について厚労大臣に要請ができる)

■一体的実施

希望する地方公共団体において、国が行う無料職業紹介等と地方が行う相談業務等を一体的に実施。

- ・地方公共団体の提案に基づき、国と地方が協議して内容を決定。協定の締結等により実施に移す
- ・利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置 など地方主導でハローワークと一体となった様々な工夫が可能

〇実施団体数 173団体(33道府県140市区町村) (平成30年3月末時点)



■ OSAKAしごとフィールドにおける一体的実施

大阪府の一体的実施

平成25年9月2日事業開始

OSAKAしごとフィールドにおいて、府が行う就業支援や中小企業に対する人材確保・育成支援とハローワークが行う職業相談・職業紹介、訓練の受講相談業務を一体的に実施

府

就業支援、人材確保, 育成支援



職業紹介・職業相談等の実施

玉

- 事業内容
 - ・若年者、中高年齢者、障害者等に対する就業支援
 - ・中小企業に対する人材確保・育成支援
- ② 協定·事業計画
 - ・大阪府知事と大阪労働局長の間で協定(*)を締結
 - 数値目標を盛り込んだ事業計画を大阪府と大阪労働局の間で策定
 - * 協定の実施等について相互に要望することができ、出された要望には誠実に対応する旨を規定
- ③ 運営協議会
 - ・大阪府、大阪労働局、ハローワーク大阪東、労使団体をメンバーとする運営協議会を設置

府の就業支援や中小企業に対する人材確保・育成支援と国の職業相談・職業紹介等を一体的に実施することにより、利用者に対するサービスの向上を図る。

■OSAKAしごとフィールドにおける求職者支援



概要	
主な対象	・就職困難者(精神・発達障がいの可能性のある方、 LGBT 等性的マイノリティの方、高齢者の方など) ・障がい者・若者・女性 ※住所要件なし
営業時間	平日 9:30~20:00 土曜 9:30~16:00
特徴的な取組み	○職種志向の拡大支援 (例)事務 → 製造、運輸、建設 など○企業主導型保育施設との連携による無料一時保育サービスの提供○求職者の保育所探しを支援 ほか
ハローワークコーナー	【名 称】大阪東ハローワークコーナー 【業 務】求人情報の提供、職業相談、職業紹介 【受付時間】平日 10:00~18:00 【そ の 他】・求職者情報の登録はOSAKAしごとフィールドとは別に実施 ・求職者相談時、OSAKAしごとフィールドのカウンセラーが同席可能

■京都ジョブパークにおける一体的実施

京都府の一体的実施

平成24年4月1日事業開始

京都ジョブパークを拡充し、京都府の実施する総合就業支援業務と、職業紹介・職業 相談等のハローワーク業務を一体的に実施

府

総合就業支援業務



玉

職業紹介・職業相談の実施等

① 事業内容

- ・京都ジョブパークを利用する一般求職者に対し、カウンセリングや職業紹介・職業相談等の 就職支援を実施
- ・求人企業に対し、求人受付やコンサルティング・セミナー等の支援を実施

② 協定・事業計画

- ・京都府知事と京都労働局長の間で協定(**)を締結
- ・数値目標を盛り込んだ事業計画を京都府と京都労働局の間で策定
- (*)一体的な実施に当たり、この事業の目的を達成するため、府と局は、相互の要請に対し、誠実に対応する旨を規定。

③ 運営協議会

・京都府、京都労働局、ハローワーク京都七条で構成する運営協議会を設置

利用者目線に立った一体的実施により、ワンストップサービスの充実・強化を図り、求職者への生活・就業支援や求人企業向け支援を実現

■京都ジョブパークにおける一体的実施



"全国初の完全ワンストップ化"の実現

「オール京都」体制(公・労・使)による「京都ジョブバークモデル」ー

京都府知事 山田啓二

京都ジョブパークは、平成19年に公・労・使の「オール京都」体制により設立し、就業から生活相談、生活再建までを ワンストップでサポートする文字とおりの「総合就業支援拠点」です。

若年者、中高齢者など、それぞれの得意分野の担当カウンセラーによる、きめ細かい継続的なご支援で就業実現を目指す体制をつくっているほか、求職中で生活にお困りの方の就労と生活相談を一体的に行う「自立就労サポートセンター」、子育で中のお母さんへの就業と保育所探しなどの育児支援を一体で行う「マザーズショブカフェ」をはじめ、障害のある

方の就労を支援する「はあとふるコーナー」、府内の中小企業等の人財確保を支援する「中小企業人財確保センター」、無料で労働相談を行う「京都中 小企業労働相談所」など、就労に関するあらゆる支援を、ここ京都ショブパークの一力所でできる仕組みをオール京都体制で構築してきました。

一方、ジョブパーク内のハローワーク・コーナーの機能が「職業紹介」に限られていたことから、雇用保険や職業訓練の手続きは住居地のハコーワークに行っていただく必要があり、真のワンストップサービスができていませんでした。

そこで、ハローワーク・コーナーの機能強化による一体的実施を国に提案し、平成24年4月から全国で初めて、府内全域を対象として、雇用保険や職業訓練など就業に関するあらゆる手続きを含めた完全ワンストップ化を実現させるとともに、京都府自らも無料職業紹介権を再取得し、多岐にわたる求職・求人ニーズに対応した質の高い就業支援拠点としての体制を整えることができました。

このように何よりも大切なことは、国と自治体が府民の皆様のために互いに力を合わせて、より良いサービスを提供していくことであり、今後とも、利用者起点を基本とし、一体的運営のメリットを最大限に活かし、府民の皆様が安心・安定して生活・就業できるご支援を行えるよう、進化を続けていきたいと考えています。府民の皆様、是非京都ジョブバークをご利用ください。

※出典:内閣府HPをもとに作成

<京都ジョブパークでの一体的実施における特徴的な取組み>

- ○ジョブパーク内でほぼすべてのハローワーク機能の利用が可能(住所地制限の撤廃) ※企業の助成金支給申請は未対応
- ○サービス提供時間の統一(平日9:00~19:00、土9:00~17:00)※ハローワークの職員もシフトを組んで対応
- ○ジョブパークのシステムとハローワークのシステムは別々で運用しているが、利用申込の際、1枚の用紙で両方のシステムに登録可能
- ○ジョブパーク内のハローワークの職員がジョブパークのシステム(カウンセリング状況など)を閲覧可能(情報共有)
- ○ジョブパーク内の就業サポートセンターには"わかものハローワーク"が、学生就職センターには"新卒応援ハローワーク"が、それぞれ 垣根なく配置
- ○ジョブパークのキャリアカウンセラーとハローワークの就職支援ナビゲータが共同で1人の求職者を支援 ※若者(45歳未満)対象
- ○公・労・使による共同運営(京都ジョブパーク推進協議会) ※京都労働局、京都府・市、連合京都、京都経営者協会が中心 ほか

京都ジョブパークからのヒアリング結果(H31.1.18)

国の対応② ハローワークの情報を活用する仕組み

■求人情報のオンライン提供

ハローワークが保有する求人情報をオンラインで提供(平成26年9月1日~)

- 〇利用団体数 1,449団体
 - ※自治体369(都道府県45、市区町村323、国の機関1)

職業紹介事業者734(有料691、無料43)、学校等346(平成30年6月1日時点)

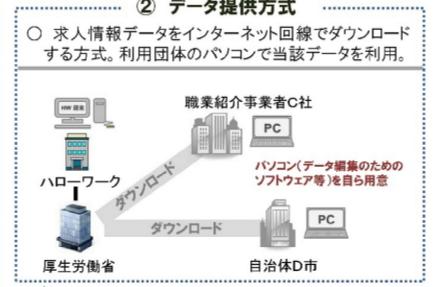
〇採用決定数 6,821件(自治体3.996、職業紹介事業者878、学校等1.947) (平成29年度実績)

実施方法(イメージ)

- 具体的な実施方法として、2つの方式(①求人情報提供端末方式、②データ提供方式)を準備。
- 利用団体は、希望に応じて、実施方式を選択できる(併用も可)ようにし、その利便性を高めている。



ハローワークの端末と同等の操作性



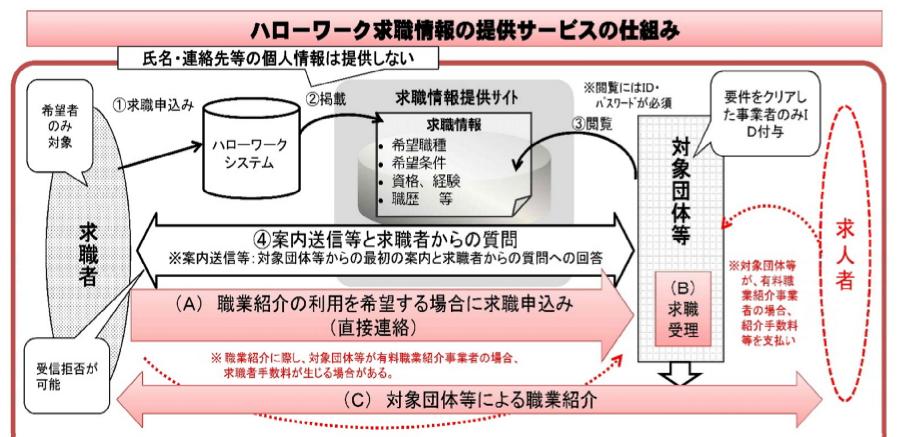
独自のデータ編集等が可能

国の対応② ハローワークの情報を活用する仕組み

■求職情報の提供

ハローワークが保有する求職情報を提供(平成28年3月22日~)

- **〇利用団体数 433団体 ※自治体94、職業紹介事業者339** (平成30年5月時点)
- **〇利用希望求職者数 5,605人**(平成**30**年5月時点)
 - [内訳]・自治体、民間人材ビジネスともに可 4,729人
 - ・自治体のみ可 **484**人 ・民間人材ビジネスのみ可 **392**人



国の対応③ 新たな雇用対策の仕組み

平成28年8月に施行された「第6次地方分権一括法」により、「地方版ハローワークの創設」および「地方公共団体が国のハローワークを活用する仕組み」からなる、国と地方の連携を抜本的に拡充した「新たな雇用対策」を全国的かつ安定的な仕組みとして構築された

■地方版ハローワークの創設(職業安定法)

- 〇民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介ができるよう届出要件等の規制を緩和
- ○無料職業紹介を行う地方公共団体に、国の求人・求職情報をオンラインで提供

<主な改正点>

- 第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介 ← 追加
- 第二十九条 地方公共団体は、無料の職業紹介事業を行うことができる。
- ② 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 第二十九条の三 特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の職業紹介事業を行わせてはならない。
- 第二十九条の六 公共職業安定所は、特定地方公共団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

■地方公共団体が国のハローワークを活用する仕組み(雇用対策法)

- 〇国と地方は、雇用に関する施策について協定の締結や同一施設内の一体的実施などで連携
- 〇労働者の職業の安定に関する必要な措置の実施を地方の長から厚労大臣に要請可能

<主な改正点>

第八章 国と地方公共団体との連携等 ← 追加

第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

第三十二条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、多数の離職者が発生し、又はそのおそれがあると認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請(以下この条において「措置要請」という。)に基づき労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するときはその旨を、当該措置要請に係る措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長に通知しなければならない。

地方版八ローワークの設置例

■地方版八ローワークの設置状況

- 〇設置事業所数 734所(平成30年3月末時点)
 - ※法施行前に届出により無料職業紹介事業を行っていた事業所で地方版ハローワークに移行したものも含む

- 〇主な実施目的
 - ・特定分野への職業紹介(農業、窯業、製造業、漁業 など)
 - ・特定の対象者への職業紹介(若者、子育て中の女性、UIJターン希望者、生活困窮者 など)
 - ・県内企業の人材確保支援
 - ・近隣にハローワークがない住民へのサービス(ハローワークまで車で1時間(約40km))

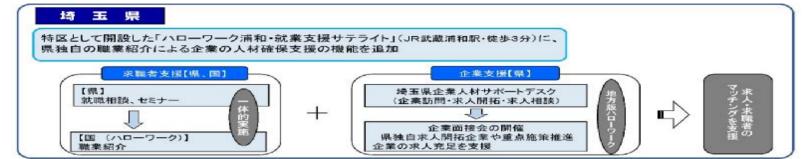
■地方版八ローワークの例(平成29年4月時点)

※出典:厚生労働省「第2回労働政策審議会職業安定分科会地域連携部会(H30.7.31)資料」

全国における主な取組

取県 鳥取県立ハローワークを開設し、県の「産業施策」、「雇用施策」、「移住施策」と一体となった求職者と企業の一貫支援による 効果的なマッチングを行い、地方創生と一億総活躍を実現 ※人材不足が顕著な県西部地域で先行的に開設(7月予定) 県民の活躍する場を拡大 IJUターンによる産業人材確保 企業の人材確保の支援の強化 ○女性と若者の正社員就職の支援 ○東京・大阪の拠点と連携した移住・ ○産業移住施策と連動した人材確保の支援 ○シニアを含めた一億総活躍を支援 就職支援 ○「働き方改革」を支援し、魅力ある職場 ○学生・専門技術人材の県内就職支援 **八朝**持 土曜日開所 **県立米子八ローワーク**=女性サポートセンター・DUサポートセンター等を内部に設け、企業の人材確保を強化。 移動ハローワーク 県立境港ハローワーク=地域の雇用戦略拠点として、主力産業の支援や増加する立地企業・観光産業の人材を確保 東京・大阪拠点=企業説明会、DUターン就職者との交流会、鳥取県の魅力を伝えるセミナー等の定期的開催 県民の利便性向上 福島県 東京に設置した就職相談窓口を福島県版ハローワークに移行 U 1 1ターン者 ○首都圏に進学した大学生等のUターンを促進するため、東京に設置している就職相談窓口を 委託から県直営(地公法第3条第3項第3号の特別職)とし、地方版ハローワークとして運営(2名体制) の増加、若者の 還流につなげる。 ○福島県販ハローワークとは別に営業部門を設置し、大学訪問やイベント等を実施 福島県版ハローワーク(2名体制)※県が直営で実施 営業部門(4名体制)※委託で実施 場所:有楽町ふるさと回帰支援センター内 場所:委託事業者のオフィス(都内) 「福が満開、福しま暮らし情報センター」 大学訪問●企業訪問 ●イベント企画 開設時期:平成29年4月1日開設済 首都圏大学との就職協定締結 ◆本県の実情に応じたきめ細かな職業紹介 協定締結校との連携による就職支援イベント等 ・ 定住、二地域居住担当と連携し、住まいや生活環境等、 ふくしま若者会議 暮らしやすさを PR しながらの就職相談

地方版ハローワークの設置例



兵 庫 県

「カムバックひょうご東京センター」に、職業紹介を行う「カムバックひょうごハローワーク」を併設し、移住相談と就労相談を一体的に実施

実施方法: 県直営

場所:東京都千代田区大手町(パソナグループ本部ビル地下1階)

開設時期:平成29年4月1日開設済

業務内容

- 〇八ローワークの求人情報に加え、県独自の求人情報に基づく職業相談・紹介
- ○首都圏大学のキャリアセンターと連携した兵庫県企業のPR
- ○出張職業紹介(カムバックひょうご東京センターが出展するUターンイベント等)
- ○各県機関と連携した支援情報の提供(起業家支援補助金や就農相談等)

徳島県

徳島県の強みである「製造業」を中心に、「技能・技術者等人材」の確保拠点

名称:徳島県すだちくんハローワーク

場所:県立中央テクノスクール・ろうきんホール内

開設時期:平成29年3月30日開設済

~「徳島県すだちくんハローワーク」の特色~

- ○技能・技術者の「求人開拓」
- ○求職者に対するきめ細かな「キャリア・カウンセリング」の実施
- ○隣接する県内企業の総合的応援拠点「徳島経済産業会館(KIZUNAブラザ)」を通じた産業界との連携
- ○県の施策 (ジョブステーション・プロフェッショナル人材戦略拠点) との緊密な連携による

「求人・求職情報のワンストップ化」



香川県

地方版ハローワークによる県内就職の促進

名称: 香川県就職・移住支援センター 「ワークサポートかがわ」

場所:サンボート高松マリタイムブラザ2階

開設時期:平成29年4月3日開設済

- 県内就職の促進と人材不足の解消を図る3つのコンセプトー
- ①若者の就職支援拠点
 - インターンシップの推進、合同就職面接会等の開催
- ②県外からの就職支援拠点

就職支援サイト「jobナビかがわ」のPR、県外に進学した学生に対する県内企業の情報提供

③特定分野の人材確保拠点

人材不足が顕著な分野への就職支援



地方公共団体が国のハローワークを活用する仕組み例

■大阪府雇用対策協定

平成30年3月27日、大阪府と大阪労働局の間で「大阪府雇用対策協定」を締結。平成30年度から、協定に基づく取組を実施(国出先機関と府県が役割分担を図りながら、一体となって連携した取組みを実施している1つの事例)

大阪府雇用対策協定の概要

大阪府内の雇用面の課題について、府と労働局・ハローワークがそれ ぞれの強みを発揮し、より連携を強化した対策を実施するため、知事と 労働局長が協定を締結し、地域の課題に対する認識を共有するととも に、役割分担と連携方法を明確化する。

※ 雇用対策協定の根拠

第6次地方分権一括法により改正された「雇用対策法」に、国と地方公共団体の具体的な連携第として協定の締結が明記。(平成28年8月20日施行)

<課題>人口減少のなかでも大阪の成長の実現を図るため

- 若者、女性、障がい者、高年齢者など多様な人材の活躍
- ◆人材不足が顕著な業種や中小企業の人材育成・人材確保 等





- 府と労働局による運営協議会を設置し、毎年度、事業計画を策定
- 事業計画に数値目標を設定し、協議会等を通じてPDCA等で目標管理を実施

主な連携施策(案)

多様な人材の活躍促進と人材確保

「OSAKALごどフィールド」において、府が実施する、就職困難性が高い求職者、 女性、若者、シニア、障がい者等へのきめ細かな就業支援や、企業への人材確保 支援と、労働局(ハローワーク)の職業相談・職業紹介を一体的に実施【継続】

- 障がい者の活躍促進
- 法定雇用率達成企業割合の共通目標50%以上を設定【新規】
- 府と労働局が分担して法定雇用率の達成に向け企業に働きかけるほか、双方が実施する面接会・セミナー等の情報を共有して企業に提供し参加を勧奨【新規】
- 人材育成

ものづくりへの理解と就業意欲を喚起するため、職業訓練施設とものづくり企業 の見学を組み合わせたパスツアーを実施【拡充】

平成30年度大阪府雇用対策協定に基づく事業計画 (取組み例)

★多様な求職者に対するワンストップサービスの就業支援

「OSAKAしごとフィールド」において、府と労働局が就業支援を一体的に実施 (就業準備支援→職業相談・職業紹介→定着支援まで切れ目なく支援)

★人材確保に課題を抱える分野における人材確保支援

介護、保育、看護、製造、運輸、建設など人材確保に課題を抱える分野に係る セミナーや見学会等の実施。事業所等に対する待遇改善等に向けた働きかけ

★人材育成

女性と若者の活躍促進や人材不足分野における人材確保等に向けた、職業訓練を活用した産業人材の育成。訓練修了者への個別支援などきめ細かな就職支援

★障がい者等の活躍促進

障がい者)実効ある法定雇用率達成指導の推進 がん・難病患者)治療等を受けながら、就職を希望する者を支援(セミナー等)

★若者の活躍促進

非正規の正社員化)企業説明会、セミナー、職業訓練等で安定就業に向け支援 新卒者等の就職支援)合同企業説明会やおおさかUIJターン促進事業の推進

★女性の活躍促進

就業を希望する女性に対する、さまざまなラーフステージに対応したきめ細かな支援 (しごとフィールド働くママ応援コーナー、ハローワークコーナーが連携した就業支援等)

★高年齢者の活躍促進

65歳まで働ける制度の導入促進、「生涯現役社会」の実現に向けた取組み (キャリアカウンセリング、セミナー、企業説明会など)

★生活困窮者の就労支援

生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援 (市町村とも連携し、支援施策等を協議)

「ハローワークの地方移管」関連の取組みに係る課題等

■ 八ローワーク特区等の成果と課題の検証について〔全国知事会〕(平成27年6月)

	一体的実施	ハローワーク特区
主な成果	①就職相談から職業紹介まで就職に関する一貫したサービス ②生活・子育て支援など求職者に対する総合的な支援 ◆住居確保・生活資金相談、職業相談・紹介を同一コーナーで ③身近な場所での継続的な支援 ④産業政策と連携した雇用政策の展開 ◆求職者の特性に合わせた企業説明会の実施 ◆専門性を有する高齢者と県内企業のマッチング	左記①~④に加えて ①意思疎通・調整の円滑化、国・県のサービス融合促進 ◆人事交流による協議の円滑化など ②就職相談から紹介まで同一職員による対応 ◆指示権の行使により就職相談から職業紹介まで同一職員が支援 ③国・県を通じたルール統一(受付一本化、情報共有等) ④県による就職実績の把握
主な課題	国と地方の寄合所帯で地方の意向が十分に反映されない ①施設内のルール統一や意思疎通・調整が円滑に進まない ◆国と地方で利用者情報の共有が不十分。利用者には二度手間 ②一体的実施におけるハローワークの就職実績が把握できない ◆就職者の年齢等の詳細情報が国から提供されない ③一体的実施における国側サービスの拡大が進まない (雇用保険、職業訓練受講指示など) ◆雇用保険や職業訓練の手続きに改めてハローワークに出向く必要	地方自治体の意向の反映には限界 ①知事の指示権には限界 (法令・予算・定数の壁) ◆利用者の増減に応じた職員体制の柔軟な変更は限界(定数) ②新たな業務に対する労働局の判断や対応に限界 (予算を伴う職員体制の変更等は困難) ◆開所時間変更を求めたものの、現職員体制で運用可能な範囲内での変更にとどまる

一体的実施、ハローワーク特区には限界あり これらの課題は都道府県がハローワークの移管を受けることにより解決可能

なお、移管実現までの間は

- ・利用者の立場に立った運営の改善など、地方からの提案に迅速に対応すべき
- ・一体的実施における就職決定者の就職状況など詳細な情報を毎月速やかに地方に提出すべき
- ・一体的実施において雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付も加えるべき

地方からの国への提案・要望(ハローワーク関連・平成30年度)

全国知事会	・地方版ハローワークの拡大支援、地方版ハローワークにおける国と地方の連携の在り方など不断の見直し ・ハローワークの地方移管の実現に向け、 <u>地方版ハローワーク等の取組の成果や課題の検証</u> 、 国と地方の役割分担に係る必要な見直し
大阪府	・第6次地方分権一括法に基づく <u>「新たな雇用対策の仕組み」を検証</u> しながら、最終的には必要な人員・財源を合わせた全面移管に向け検討を進めること
群馬県	・地方公共団体が実施する職業紹介事業に対し、 <u>ハローワークと同等の求人情報を提供</u> する こと
茨城県	・これまで地方が強く求めてきたハローワークや農地転用などに係る事務・権限の移譲に更に 積極的に取り組むとともに,税財源を一体的に移譲し,新たに担う役割に見合う財源を確保 できるようにすること
埼玉県	・ハローワークに関する新たな雇用対策の仕組みについては、より一層の財政的支援を行うこと・情報の提供では平成31年度に求人情報は一定の改善がなされるものの、求職者の情報には課題があるため、地方に対しても <u>国と同等の情報の提供</u> を進めること・改めて <u>新制度の成果検証</u> を行い、国と地方の連携や役割分担のあり方を検討すること
兵庫県	・国から地方版ハローワークに提供される求職者情報の項目に住所地を追加すること ・地方自治体への情報提供を可とする求職者を増やす取組を行うこと